

## 独立行政法人国立循環器病研究センターにおける競争的資金等の不正防止計画

平成22年4月1日作成

### 1. 計画策定の趣旨

総合科学技術会議から、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（共通的な指針）（平成18年8月31日）が公表され、公的研究費管理に対する研究機関の責任の強化・機関経理の徹底が要請された。

当センターにおいても、競争的資金等の適正な執行を図るために、独立行政法人国立循環器病研究センター競争的資金取扱規程第8条に基づき、不正防止のための管理運営体制の整備や適切な執行のための相談窓口の設置、監査体制の強化などを内容とする不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づき不正防止のための各種対策を適切に講じていくものとする。

### 2. 不正防止のための管理運営体制の整備

#### (1) 責任体制

- ① 最高管理責任者は、総長とし、センター全体を統括し、研究費の運営・管理について、最終責任を負うものとする。
- ② 統括管理責任者は、企画経営部長とし、研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を負うものとする。
- ③ 管理責任者は、病院においては病院長、研究所においては研究所長とし、各組織内で監督する職員に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な指導等を行うものとする。
- ④ 最高管理責任者は、不正を防止し研究費の適正執行を図るためリーダーシップを発揮し、統括管理責任者及び部局責任者の職責を十分に果たし適切な管理運営が行なわれるよう努めるものとする。
- ⑤ 経理責任者は、研究係長とし、研究費の運営・管理についての事務取扱いを行うものとする。

#### (2) 不正告発等の窓口の設置

センターにおける競争的資金の不正使用に関する通報、告発等（以下、「通報等」という。）に対応するため、研究医療課に通報受付窓口を置くとともに、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

#### (3) モニタリング及び監査体制の整備

センターにおける競争的資金の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

#### (4) 事務処理や執行に関するルール等の整備

- ① 経費執行に係る事務処理要領を別途作成し、センターホームページを通じて、公表を行うものとする。
- ② 研究医療課研究係を執行等の相談窓口とする。

### 3. 不正防止のための具体的対策

#### (1) 物品確認の明確化

物品の発注は、原則として事務部門が行う（ただし、所定の要件を満たすものは研究者による発注を認めるものとする）。検収については、公的研究費に係る検収担当者が数量・品名確認を行い、各部署にて品質等の確認を行う二重体制とする。

#### (2) 旅費の事実確認

- ・ 新幹線など急行料金を含んでいるものについては、その領収書等（金額・経路が記入されたもの）を確認する。
- ・ 飛行機については、航空運賃の領収書及び航空券の半券を確認する。
- ・ 出張の事務手続きが旅費の申請どおりに行われているか、出張内申書(写し)を確認する。
- ・ 他機関の研究協力者に出張を依頼する場合は「出張依頼書(写し)」を確認する。
- ・ 出張後は、出張報告書（センター職員は出張復命書）を提出させ、用務先で行った研究等の内容を証拠書類として確認する。
- ・ 学会出席等の用務である場合は、プログラムや当日配布される資料の一部を確認する。
- ・ 研究打合せ等の用務である場合は、旅行報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述させ確認する。

#### (3) 謝金・賃金の事実確認

必ず従事者本人が、業務終了後、出勤表を提出することとし、事務内容については従事者本人から直接、事実を確認する。勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

#### (4) 内部監査体制の強化

最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、経費の執行に関わらない事務職員及び当該補助金を受給していない職員を内部監査員として任命し、年1回以上、内部監査を実施させるものとする。内部監査の結果については、最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者及び不正防止推進室にその監査結果を報告するものとする。

#### (5) 公的資金の使用に係る遵守事項の周知徹底

最高管理責任者は、競争的資金の執行に係る事務処理方法等について、毎年、職員への研修会を定期的開催するものとする。

#### (6) 不正に係る情報の適切な伝達

不正に係る情報が、不正窓口にあった場合は、受付担当者は、直ちにその情報を最高管理責任者まで報告するものとする。最高管理責任者は、報告を受けた場合であって、必要であると認めるときは公的研究費調査委員会を招集し、調査を行うものとする。また、通報

を行った者については、独立行政法人国立循環器病研究センター内部通報事務手続規程を準用し、その保護を行うものとする。

(7) 不正な取引に関与した業者への処分方針

センター会計規程等諸規程を準用して、厳正に対処するものとする。また、センター会計規程が適用されるセンターの発注業務についても、同様の考え方により取り扱うこととする。

4. 研究費の不正防止計画の公表

センターのホームページにこの不正防止計画を掲載するものとする。